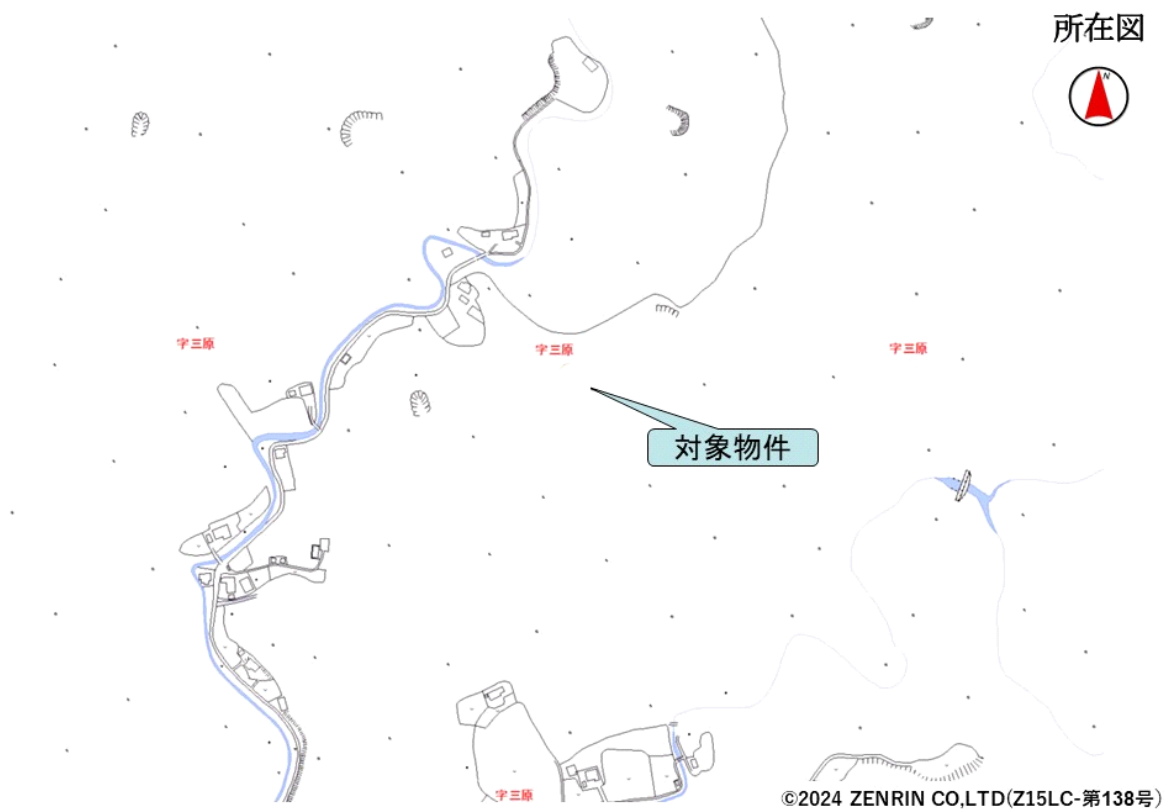


売却区分番号	4 1 5 - 1		
見 積 価 額	¥8, 7 2 0, 0 0 0	公 売 保 証 金	¥8 8 0, 0 0 0
財 産 の 表 示	1 所在 沖縄県名護市字三原福地 地番 4 9 5 番 1 地目 原野 地積 6,930.00 m ² 以上登記簿による表示		
公 法 上 の 規 制	名護市都市計画区域 用途地域の指定なし 農業振興地域内 農用地区域外 地域森林対象民有林 建ぺい率 60% 容積率 200%		
接 道 状 況	接道あり 北側 幅員約 3 m舗装道路（三原安部股線）に高位接面 接面道路から敷地内への侵入は困難		
地 盤 ・ 地 勢	不整形地		
使 用 状 況 等	雑木・雑草繁茂 一部立木伐採済み		
特 記 事 項	・境界は判然としない。 ・敷地内高低差あり。 ・非線引都市計画区域における 3,000 m ² 以上の開発行為を行う場合、沖縄県知事の許可必要。（都市計画法） ・3,000 m ² 以上の一団の土地について、開発行為をしようとする事業者は沖縄県知事の許可必要。（沖縄県県土保全条例） ・1,000m ² 以上の一団の土地について、土地の区画形質の変更（切土・盛土）を行おうとする場合は沖縄県知事への届出、又は通知書が必要。（沖縄県赤土等流出防止条例） ・その他の都市計画区域で、5,000 m ² 以上の土地取引を行う場合、沖縄県知事に届出必要。（国土利用計画法） ・普通林区域内であることから、森林を伐採する場合は事前に名護市役所あてに届出が必要。（森林法）		
住 居 表 示 等	沖縄県名護市字三原福地 4 9 5 番 1		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。 売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更される場合があります。		
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 ・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。なお、国は関係資料を提供できません。 ・図面は、現況と異なる場合があります。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。 ・国は公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者へ明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどは、買受人の責任において行うことになります。		

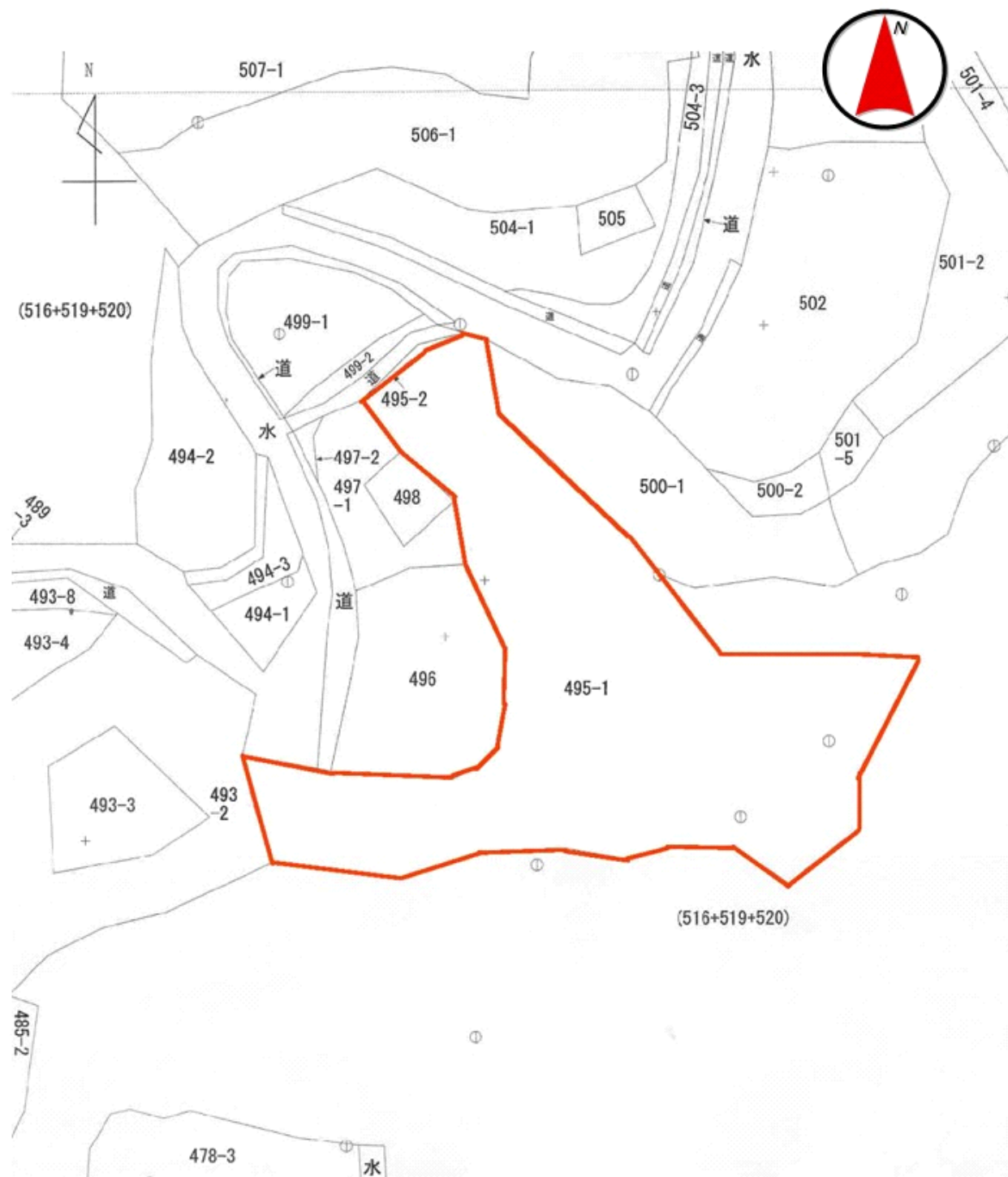
売却区分番号	415 - 1		
見積価額	¥8,720,000	公売保証金	¥880,000
	・土地の境界については、買受人が隣接所有者と協議してください。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。なお、国税庁のホームページ (https://www.nta.go.jp)でも確認できます。 ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します（不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売の基礎となった国税の完納等による消滅の事実を確認したときは、最高価申込者等の決定を取り消します。）。 ・権利移転及び危険負担の移転は、売却決定後買受人が買受代金を納付した時です。 ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。 ・次順位の買受けの申込みは、開札の場所で、最高価申込者の決定後直ちに行います。		

売却区分番号

4 1 5 - 1



見取図



売却区分番号

4 1 5 - 1



売却区分番号

4 1 5 - 1

